

三重県下初

津市消防団学生団員 活動認証制度を創設

平成28年12月9日

平成26年度津市総合防災訓練 学生機能別団員による搬送訓練風景

認証制度創設に至る経緯

平成25年
12月13日

消防庁から「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の公布及び施行について」通知 **大学等の協力（第12条関係）**

法律の施行に伴い、全国で学生機能別団の発足が増加
→ 津市では平成25年6月5日に発足

平成26年
11月28日

消防庁から「消防団の充実強化に向けた当面の重点取組事項について」通知

**消防団活動を実施した大学生等に対する
認証制度導入による就職活動支援**

全国に認証制度が周知される

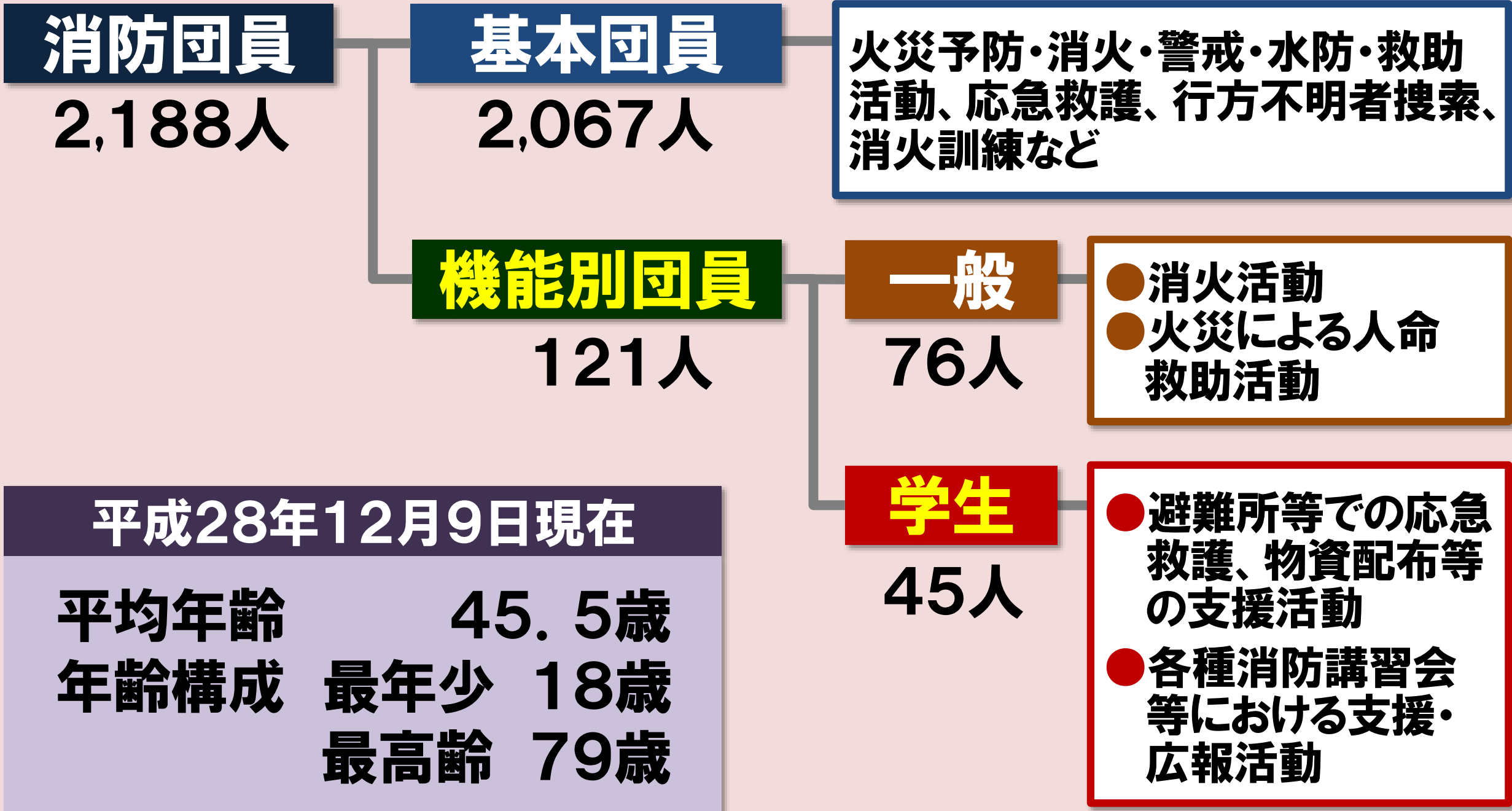
平成28年
10月11日

消防庁から「消防団への加入促進に向けた取組について」通知

大学生等の消防団への加入促進

平成28年12月9日付けで津市消防団学生団員活動認証制度を創設

津市消防団員の組織体系・学生機能別団員の位置付け



津市消防団学生団員活動認証制度とは

短期大学生、大学生、大学院生または専門学生のうち、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ貢献をした者に対して、その功績を津市長が認証し証明書を交付



消防団員として1年以上活動
(過去に津市または他の市町村の消防団での活動期間を含む)

**短期大学等を卒業後、
3年以内の者**

認証を受けた者は、交付された証明書を就職活動の際に企業等に提出し、自己PRに活用

津市消防団学生団員数の状況

津市消防団学生団員数 平成28年12月1日現在

計48人 基本団員:3人 学生機能別団員:45人

学生機能別団員の状況 卒業後3年以内の退団者を含む

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
制度 創設	平成25年度入団（22人）			
	平成26年度入団（43人）			
※平成25年6月5日創設 ※入団者はいずれも三重短期大学 1年生（団員期間:在学中の者）		平成27年度入団（23人）		
			平成28年度入団（22人）	

認証制度対象者 ▶▶▶ 基本団員3人＋学生機能別45人＋退団者65人＝113人

認証から証明書交付までの流れ

認証手続き



認証可

証明書申請・交付手続き



認証制度の効果

企業

消防団経験者
を採用

団体行動や規律
を身に付けた
人材の確保

災害対応力
の向上

相互にメリット

学生団員

学生団員活動
認証証明書

就職活動
に活用



相互にメリット

消防団

若手の消防団
への加入促進

消防団員の
確保

消防団の
活性化

津市消防団学生団員・学生機能別団員を募集中！

地域のために
活動したい！

消防団活動に
興味がある！

消防や防災の知識
を学びたい！



お問い合わせ

津市消防本部 消防団統括室

電話059-254-1602

ファクス059-256-7755

E-Mail 254-1602@city.tsu.mie.jp

平成29年4月1日スタート

介護予防・日常生活支援総合事業 「新しい総合事業」の 津市版サービス内容を決定



平成28年12月9日

新しい総合事業の趣旨

新しい総合事業は、介護保険法が改正(平成27年4月施行)され、全国一律の介護予防給付の一部が地域支援事業に移行することで、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支えあい体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援を可能にすることを旨とするもの

背景

団塊の世代が75歳以上となる2025年にかけて、介護・医療費などの社会保障費が増大、65歳以上1人に対して生産年齢人口が1.9人！

基本的考え方

地域の実情に応じた取り組みが可能に！

多様なサービスを提供する仕組みづくり

高齢者の社会参加・支え合い体制づくり

介護予防の推進

経過措置

条例で定める場合には、平成29年4月まで、新しい総合事業の開始時期を猶予することが可能

津市は2年間の猶予を活用し、地域課題やニーズを整理

多様なサービスを提供する仕組みづくり

国が示す新しい総合事業の類型

介護予防給付
(全国一律の基準)

訪問介護

移行

介護予防・生活支援サービス事業

通所介護

移行

訪問型サービス

通所型サービス

現行の訪問介護

緩和した基準によるサービス

住民主体による支援

短期集中予防サービス

現行の通所介護

緩和した基準によるサービス

住民主体による支援

短期集中予防サービス

一般介護予防

地域支援事業

新しい総合事業

2年間の取り組み 実務者会議

合同会議

訪問部会

通所部会

居宅介護部会

共につくり上げる

- サービスの基準づくり
- 単価の考え方
- 自立支援に向けた「介護予防ケアマネジメントガイドライン」作成

高齢者の社会参加・支え合い体制づくり

2年間の取り組み 平成28年度モデル事業の実施

実施団体

- 豊が丘地区社会福祉協議会「訪問型」 在宅生活を支える生活支援
- 榊原地区社会福祉協議会「通所型」 通いの場や居場所づくり
- 津市食生活改善推進協議会芸濃支部「訪問・通所型」 栄養改善のための調理指導

報告会

- 実施団体と参加者による意見交換、地域のニーズの把握と課題の整理
- 「地域ささえあい体制づくり」立ち上げ支援の方策等、意見交換

課題の抽出

- 提供者や調整事務等のスタッフ(ボランティア)の人材育成と確保
- 立ち上げや持続性を持たせるための財源の確保
- 歩いていける地域ばかりではないので、通所手段等交通の確保など

協議検討

- 津市地域福祉政策会議（民生委員児童委員連合会会長、地区社協連絡協議会会長など）
- 津市介護保険事業等検討委員会（医師会、地域関係者、被保険者代表、学識経験者など）

住民主体サービス「地域ささえあい支援」の運営や実施基準を作成

今までとの変更点

現 行

介護予防給付

要支援認定者

訪問看護、
福祉用具等

訪問介護

通所介護

地域支援事業
(介護予防事業)

65歳以上高齢者

介護予防事業
【一次予防事業】

移行後

介護予
防給付

要支援
認定者

訪問看護、福祉用具等

地域支援事業(新しい総合事業)

要支援認定者または、
基本チェックリスト該当者

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

- 介護予防訪問型サービス
- 生活支援訪問サービス
- 地域ささえあい訪問支援
- 短期集中専門訪問サービス

通所型サービス

- 介護予防通所型サービス
- 生活支援通所サービス
- 地域ささえあい通所支援
- 短期集中専門通所サービス

一般介護予防事業

- 介護予防把握事業・介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業 等

65歳以上
高齢者

訪問型サービスの多様化

給付

介護予防・生活支援サービス事業

事業費

全国一律・訪問介護（月額制）

現行

介護予防訪問型サービス

ホームヘルパーによる
生活援助・身体介助

緩和

生活支援訪問サービス

一定の研修修了者による生活支援

互助

地域ささえあい訪問支援

地域で支え合いながら
地域のつながりの維持

専門

短期集中専門訪問サービス

運動器機能向上・栄養改善
専門職の関与

月額制

介護予防給付と同じ

回数制

現行の9割相当

料金は住民同士で決定

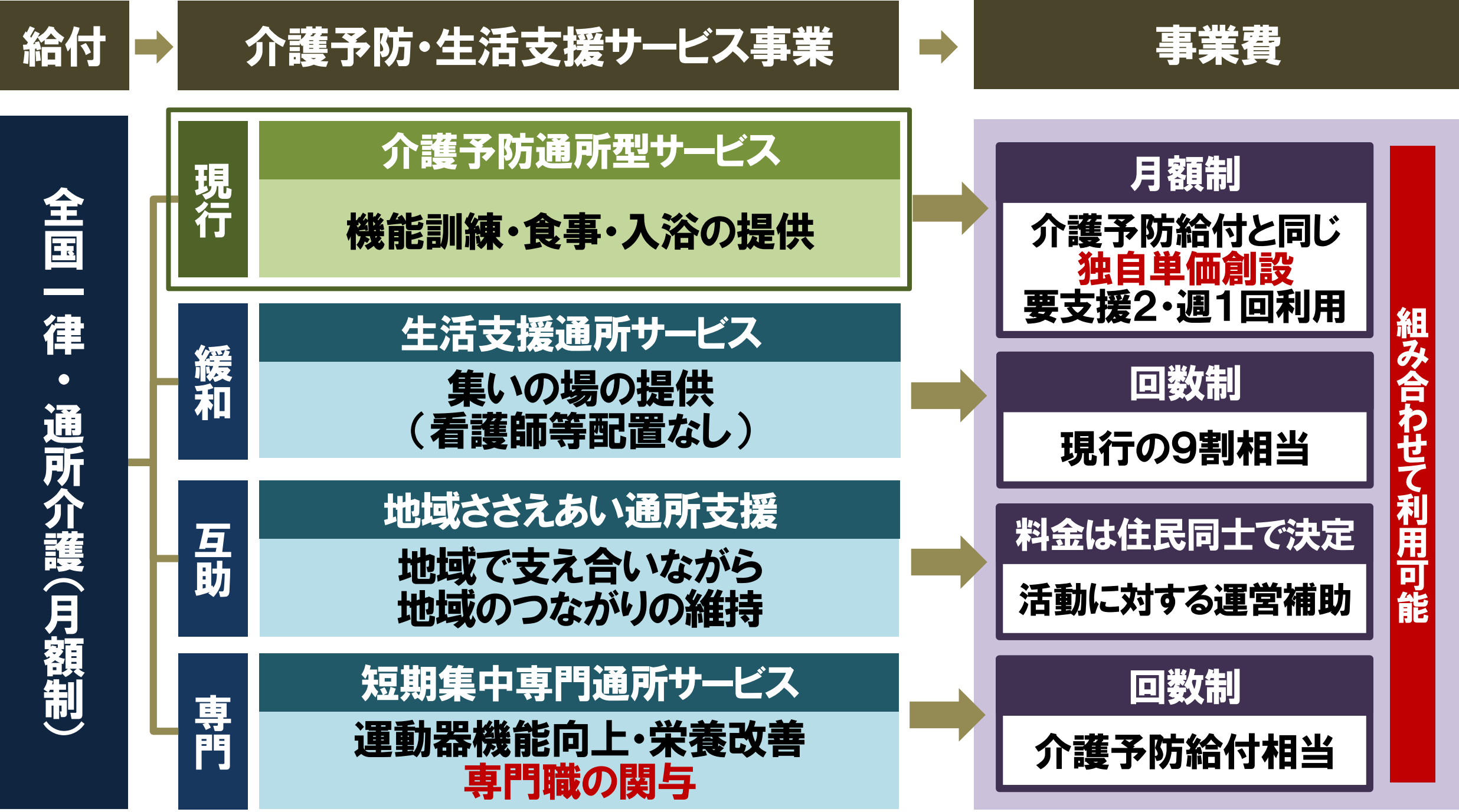
活動に対する運営補助

回数制

介護予防給付相当

組み合わせて利用可能

通所型サービスの多様化



介護予防の推進

- 機能回復訓練などの高齢者へのアプローチ
- 地域づくりなどの高齢者を取り巻く環境へのアプローチ
- 住民運営の通いの場の充実
- リハビリテーションの専門職等を生かした自立支援に資する取り組みの推進

一般介護予防事業

転倒予防
教室

元気アップ
教室

認知機能
アップ教室

ふれあい
いきいき
サロン

地域リハビリテーション
活動支援事業

訪問型・通所型サービスの多様化の一つとして、新たに専門職による運動器機能向上などのための短期間支援プログラム短期集中予防サービスを実施

短期集中専門訪問サービス

短期集中専門通所サービス

新しい総合事業の事業費

平成28年度当初予算

給付	要支援1・2	約10億5,800万円
	訪問看護・福祉用具等	訪問介護・通所介護
(介護予防事業) 地域支援事業	65歳以上どなたでも	約6,800万円
	介護予防事業【一次予防事業】	

平成29年度予定

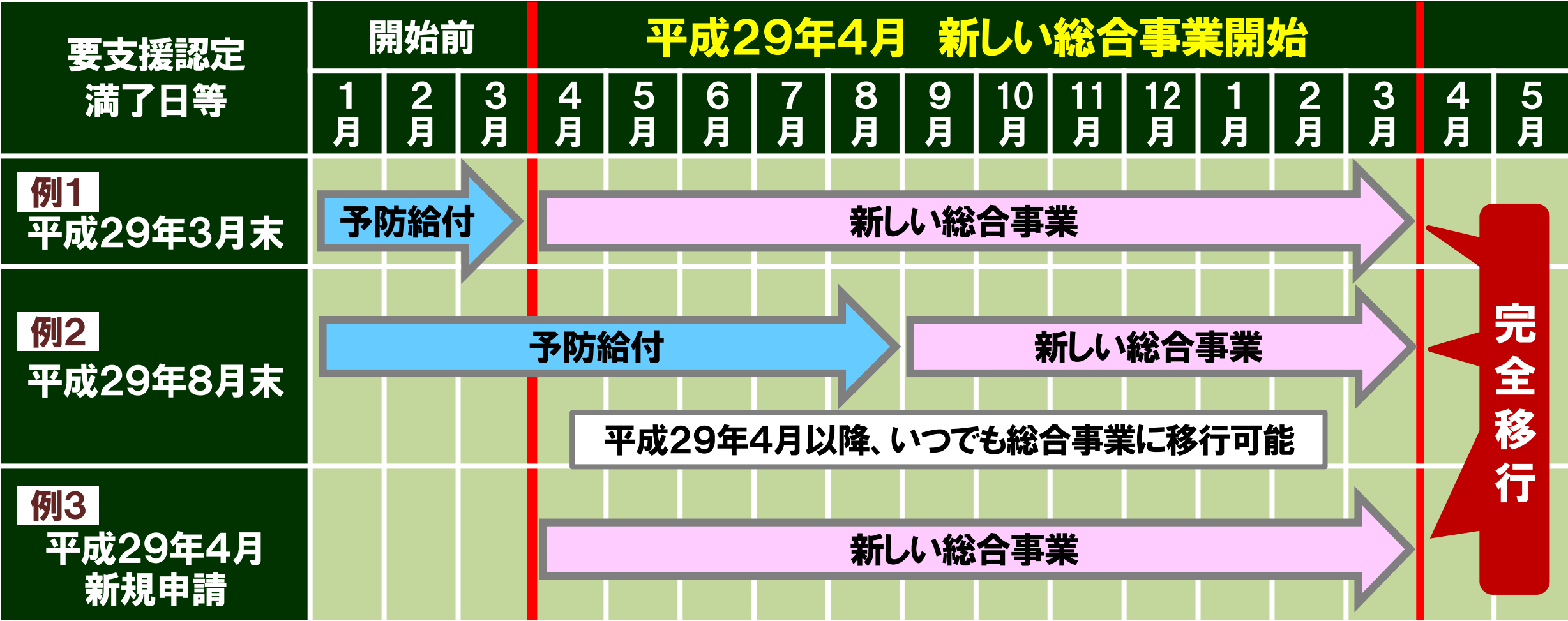
給付	要支援1・2	約6億6,000万円
	訪問看護・福祉用具等	訪問介護・通所介護 (平成29年度のみ)
(新しい総合事業) 地域支援事業	要支援1・2・事業対象者	
	訪問型サービス	約3億8,700万円
	●介護予防訪問型サービス	
	●生活支援訪問サービス	
	●地域ささえあい訪問支援	
	●短期集中専門訪問サービス	
	通所型サービス	約3億8,700万円
	●介護予防通所型サービス	
	●生活支援通所サービス	
	●地域ささえあい通所支援	
	●短期集中専門通所サービス	
	65歳以上どなたでも	約6,300万円
	一般介護予防事業	

財源構成 国:25%、都道府県:12.5%、市町村:12.5%、1号保険料:22%、2号保険料:28%

新しい総合事業の開始に向けて、平成29年度当初予算案に関係事業費を計上する方針を決定

利用者の円滑な新しい総合事業への移行

- 平成29年4月以降、最初の認定有効期間を迎えた人から新しい総合事業に移行（移行までは予防給付を継続）
- 要支援者の認定有効期間は最長1年間のため、平成29年度中に全ての要支援者が新しい総合事業に移行



サービスの利用の流れ



相談

介護保険課、高齢福祉課、各総合支所市民福祉課(市民課)、地域包括支援センターで、現在困っていることや希望するサービスなどを相談

65歳以上の被保険者

40歳以上65歳未満で
特定疾病により介護や支援が必要な人

要介護・要支援認定申請

非該当の人

基本チェックリスト

元気な高齢者

事業対象者

介護予防ケアマネジメント★

要支援1・2の人

介護予防サービス計画★

要介護1～5の人

居宅サービス計画★

65歳以上の全ての人
一般介護予防事業が
利用できます

- 元気アップ教室
- 認知機能アップ教室
- ふれあいいいきサロン
- 転倒予防教室 など

要支援1・2の認定を受けた人
基本チェックリストで対象者になった人

介護予防・生活支援
サービス事業が
利用できます
訪問型サービス
通所型サービス

介護予防サービスが
利用できます

- 介護予防訪問看護
- 介護予防通所リハビリ
- 介護予防短期入所サービス
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防住宅改修 など

介護サービスが
利用できます

- 訪問介護・訪問看護
- 通所介護・通所リハビリ
- 短期入所サービス
- 福祉用具貸与・住宅改修
- 施設サービス など

新しい総合事業

★…地域包括支援センターの職員などが、心身の状況や生活に応じてケアマネジメントを行います



基本チェックリストとは

認定を受けなくても、新しい事業を
利用できるよう**本人の状態を確認**するツール

新しい総合事業のサービスのみ利用する場合は、
要介護認定申請を省略して、基本チェックリストを
用いて事業対象者の確認を行う

事業対象者に該当

介護予防ケアマネジメント

自立支援に向けた課題の抽出・目標の設定
▶ 必要なサービスの提供

必要な時に要介護認定等の
申請はいつでも可能

No	チェックリスト 25項目
1	バスや電車で1人で外出していますか
2	日用品の買物をしていますか
3	預貯金の出し入れをしていますか
4	友人の家を訪ねていますか
5	家族や友人の相談にのっていますか
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか
8	15分位続けて歩いていますか
9	この1年間に転んだことがありますか
10	転倒に対する不安は大きいですか
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか
12	身長 cm 体重 kg (BMI=)
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
14	お茶や汁物等でむせることがありますか
15	口の渇きが気になりますか
16	週に1回以上は外出していますか
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか
18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われますか
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか
20	今日が何月何日かわからない時がありますか
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする

訪問介護従事者研修会の開催

区分	開催日時	開催場所	定員
	時間：10時～16時		
第1回	平成29年2月2日(木)・3日(金)	安濃中公民館 研修室1	70人
第2回	平成29年2月6日(月)・7日(火)	安濃中公民館 研修室1	70人
第3回	平成29年2月18日(土)・19日(日)	高茶屋市民センター 大会議室	40人

申し込み

平成28年12月19日 月 から申込受付開始

※詳しくは、広報津12月16日号でお知らせ

2日間の研修を修了すると「生活支援訪問サービス」に従事するための資格を取得することができます